前受金支払申請書は、登録料やその他、前受金から支払いを行う場合に必要となります。

適切な会計処理を行う為に、必ず総務・財務委員長に提出をお願いします。

※事務局員に提出して支払いをしてもらうことは禁止とします。

前受金からの支払い例）

・第１例会の登録料

・会員会議所会議等の登録料

・周年記念式典等の登録料

・名刺代

・ポロシャツ代

・ＪＣバッジ代